

許可番号 第08320074957号

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 岡山県倉敷市川西町18番5-903号  
氏 名 株式会社アースクリエイト  
代表取締役 三 好 員 弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岡山市長 大森雅夫



許可の年月日 令和 6年 8月 14日  
許可の有効期限 令和 11年 8月 13日

### 1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 中間処理[破碎(移動式)]

(2) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、鉋さい、がれき類 以上7種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

### 2. 事業の用に供するすべての施設

破碎施設(移動式)No.1

- (1)[設置場所]許可の条件のとおり  
(2)[許可年月日]平成16年1月19日 第(7)-4号、第(8の2)-9号  
(3)[設置年月日]平成16年2月6日  
(4)[処理能力]廃プラスチック類:392t/日、紙くず:168t/日、木くず:616t/日、繊維くず:136t/日(1日8時間稼働)

破碎施設(移動式)No.2

- (1)[設置場所]許可の条件のとおり  
(2)[許可年月日]平成28年8月2日 第(8の2)-41号  
(3)[設置年月日]平成28年9月12日  
(4)[処理能力]ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず:552t/日、鉋さい:1,072t/日、がれき類:816t/日(1日8時間稼働)

### 3. 許可の条件

破碎を行う場所は、岡山市内の当該産業廃棄物の排出事業場内に限る。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年 8月14日 新規許可  
平成29年 1月26日 変更許可(産業廃棄物の種類及び移動式破碎施設No.2の追加)  
令和 元年 9月30日 更新許可  
令和 6年 8月14日 更新許可

### 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無